

森林組合系統における 合法木材等の状況と課題

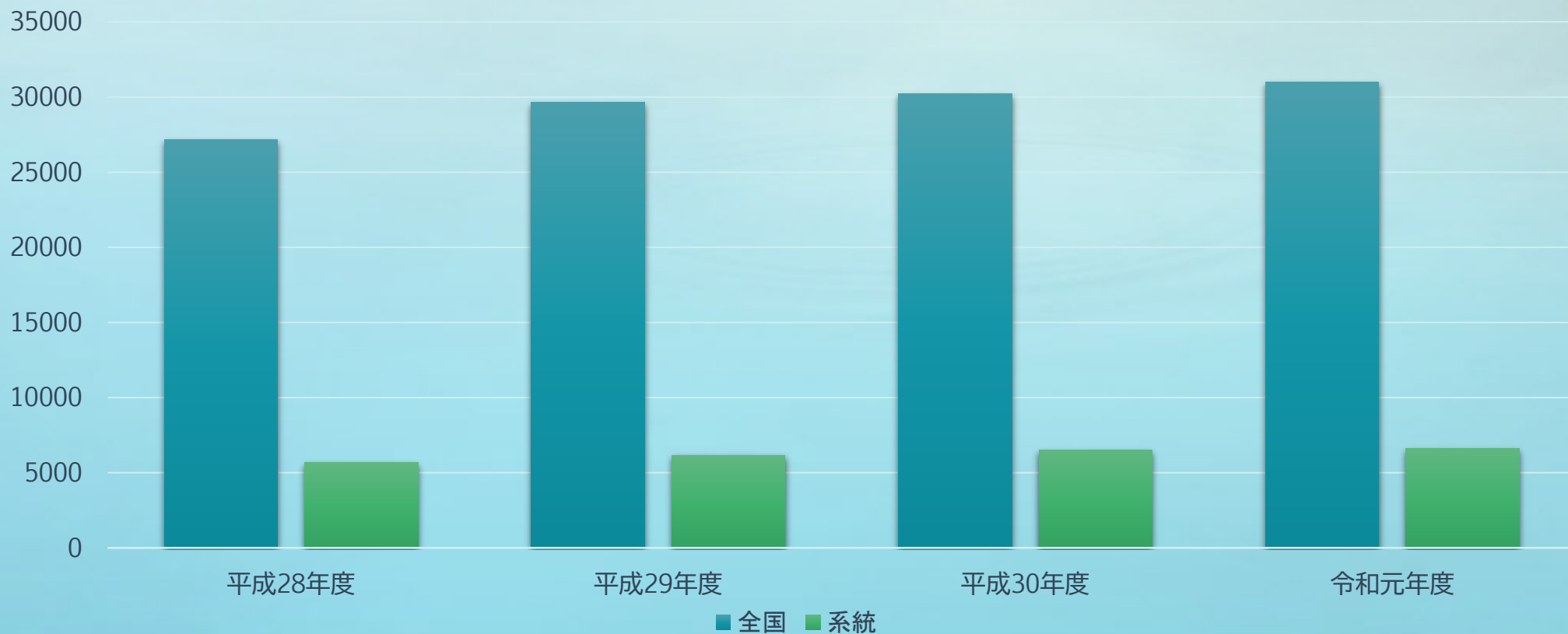
全国森林組合連合会

森林組合系統の木材生産と各種認定への対応

- 森林組合数 613, 道府県森連数 45
組合員数 約150万人
組合員所有森林面積 約11百万ha(面積で組合加入率66%)
- 森林組合は森林整備事業を中心として組合員の所有森林の手入れを行ってきた。これまで間伐材の生産が主体だったが、主伐材も増加している。
- 合法伐採木材や間伐材利用促進、バイオマスへの対応、県産材への対応等各種認定制度へ積極的に参加

森林組合系統の素材生産量

年度別生産量（千 m^3 ）



出典：木材需給表、森林組合統計

CW法登録機関、自主認定等

- CW法登録機関

登録・認証：16事業者（全森連、7県森連、8森林組合）

- 業界団体自主認定

R元 認定団体：43団体（全森連、42道府県森連）

R元 認定事業者：1,548事業者

（46県森連、579森林組合、(系統外923者)）

R元 証明材取扱量(素材生産)：6,250千 m^3 （**取扱量の約9割を証明**）

* 系統外の認定先含む

- 木質バイオマス証明

R元 認定団体：43団体（全森連、41道府県森連、1森林組合）

R元 認定事業者：1,492事業者

（42県森連、1,450事業者（森林組合+系統外））

R元 証明材取扱量：間伐等由来 = 2,025千 m^3 、一般木質 = 523千 m^3

* 系統外の認定先含む

- 間伐材等認定

- 県産材認定

- SGEC等森林認証

CW法合法伐採木材等の課題

- CW法の普及を目指すことは必要だが、.....系統の登録は伸びていない.....
- CW制定当初からの議論 「費用に対してメリットがない・見えない」
- 川下から合法伐採木材のリクエストが少ない(合法木材も同様)ため、合法木材(業界団体自主認定)で十分とする考えも。
- 系統からは、圧倒的にバイオマスFIT関連の問い合わせが多い。
- また、登録した系統組織の実情では、毎年の提出書類整理が煩雑で、土場の確保が大変であり、共通様式による負担軽減、各種証明・認定の将来的な整理統合も必要ではないか。
- CW法により合法伐採木材を扱うことが原則となったが、未だに証拠書類を用意していない出材者等も存在し、これを共販で排除することは難しい。このため、合法証明できない材が混在した非証明材の極も出てくるが、売買上特段問題にならない状況であり、更なる普及啓発が重要。